

■危険家屋等除却補助の概要■

●除却補助を受けるには以下の全ての要件が必要となります。

①補助対象者

- 補助対象建築物所有者又はその相続人であって固定資産税及び都市計画税を完納しているもの
- 土地の所有者等であって、建物収去土地明渡請求により当該補助対象建築物の収去及び代替執行が認められた者又はその相続人

②補助対象建築物

- 要綱別表第1の判定基準による各評点の合計が100点を超えるもの又は、市長が除却の必要があると認める建築物
- 原則として、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 住宅の場合は、空き家であること
- これまでに他の要綱等により除却又は改修等の補助を受けていないもの
- 都市計画施設及び市街地開発事業の区域内にある場合は、市長が認めたもの
- 補助金を受ける目的で故意に破損したものでないこと。

③補助対象工事

- 建設業法の第3条第1項の許可を受けている者又は建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた解体工事業者による除却工事であること。
- 対象建築物を全て除却する工事であること。
ただし、区分所有建築物の場合は、所有している部分を除却する工事で復旧工事は含まない。

④補助金の額

- 一戸建ての住宅（区分所有の長屋含む）
 - ・補助対象工事費用（※2）の4/5（上限：60万円）
- 長屋又は共同住宅
 - ・補助対象工事費用（※2）の4/5、かつ戸当たり30万円（上限：200万円）
- 上記以外の建築物
 - ・補助対象工事費用の2/3（上限：200万円）

※1 上記のいずれの建築物も、補助金の額は千円未満は切り捨てとなります。

※2 補助対象建築物が木造の場合は1㎡あたり32,000円、非木造の場合は1㎡あたり46,000円を上限とする。